

県有財産譲渡契約書（案）

福島県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、県有財産の譲渡について、次のとおり契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならないものとする。

（譲渡物件）

第2条 甲は、次に掲げる物件（以下「譲渡物件」という。）を乙に売り払うものとする。

財 産 名	除雪ドーザ
車 両 名	福島000る547（コマツ）
登録年月日	平成17年10月21日
総 重 量	15,800kg
車検満了日	令和7年10月20日

（売払代金）

第3条 売払代金は金_____円（うち消費税及び地方消費税相当額_____円）、とする。

（契約保証金）

第4条 乙は、本契約締結と同時に又はその直前までに、契約保証金として金_____円を甲に納入しなければならない。ただし、乙が本契約締結と同時に売払代金を甲に支払ったときは、この限りでないものとする。

2 前項の契約保証金は、第17条に定める損害賠償の額、又はその一部としないものとする。

3 前項の場合、第1項の契約保証金には利息を付さないものとする。

4 甲は、乙が本契約に定める義務を履行したときには、第1項の契約保証金を売却代金に充当するものとする。

5 乙が本契約に定める義務を履行しないときは、第1項の契約保証金は、甲に帰属するものとする。

（売払代金の支払及び遅延利息）

第5条 乙は、第3条の売払代金を甲の発行する納入通知書により、その納期限までに甲に支払うものとする。

2 乙は、前項の納期限までに売払代金を甲に支払わないときは、その翌日から支払の日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財

務大臣が決定した率の割合で計算した遅延利息を甲に支払うものとする。ただし、当該額に 100 円未満の端数があるとき、又はその全額が 100 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

(所有権の移転及び登記)

第 6 条 譲渡物件の所有権は、乙が第 3 条の売払代金を甲に支払ったときに、甲から乙に移転するものとする。

2 所有権の移転登記については、乙が甲の協力を得て行うものとする。

(譲渡物件の引渡し)

第 7 条 甲は、前条の規定による所有権移転後 14 日以内に、両者の定める日に譲渡物件をその所在地において乙に引渡し、乙は普通財産受領書を甲に提出するものとする。

(契約不適合責任)

第 8 条 甲は、譲渡物件に隠れた瑕疵があっても、その責を負わないものとする。

(危険負担等)

第 9 条 乙は、本契約締結のときから譲渡物件の引渡しの日までにおいて、当該物件が甲の責に帰することのできない事由により、滅失又はき損した場合には、甲に対して売払代金の減免、若しくは損害賠償の請求、又は契約の解除をすることができないものとする。

(公序良俗に反する使用等の禁止)

第 10 条 乙は、本契約の締結の日から 5 年間、次の各号に掲げる用に使用してはならない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）

第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 条に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2

条第 2 号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用

(実地調査等)

第 11 条 甲は、乙の第 10 条に定める公序良俗に反する使用等に関して、甲が必要と認めるときは実地調査を行うことができる。

2 乙は、甲から要求があるときは、売買物件について利用状況の事実を証する登記簿謄本その他の資料を添えて売買物件の利用状況等を甲に報告しなければならない。

3 乙は、正当な理由なく前 2 甲に定める実地調査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(違約金)

第 12 条 乙は、次の各号に定める事由が生じたときは、それぞれ各号に定める金額を違約金として甲に支払わなければならない。

(1) 前条に定める義務に違反したときは、金 _____ 円

(2) 第 10 条に定める義務に違反したときは、金 _____ 円

2 前項の違約金は、第 17 条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、本契約を解除することができるものとする。

- (1) 乙が本契約に定める義務を履行しないとき。
- (2) 乙又はその代理人若しくは使用人等に不正の行為があったとき。
- (3) 乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。) が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。) が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合(ヘに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

- (4) 乙が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者(福島県暴力団排除条例施行規則(平成23年福島県公安委員会規則第5号)第4条各号に該当する者)に契約代金債権を譲渡したとき。

(返還及び原形回復)

第14条 乙は、甲が前条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに譲渡物件を原形に回復して返還するものとする。ただし、甲が原形に回復させることが適当でないと認めたときは、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書の場合において譲渡物件が滅失又はき損しているときは、契約解除時の時価により、減損額に相当する金額を甲に支払うものとする。

3 乙は、第1項の規定により譲渡物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに当該物件の所有権移転登記に必要な関係書類を甲に提出するものとする。

(返還金及び利息)

第15条 甲は、前条の規定により譲渡物件が返還されたときは、収納済の売払代金を乙

に返還するものとする。ただし、この場合利息は付さないものとする。

(有益費等の請求権の放棄)

第 16 条 乙は、第 13 条の規定により甲が解除権を行使したときは、乙が譲渡物件に投じた改良費等の有益費、修繕費等の必要費その他の費用があってもこれを甲に請求しないものとする。

(損害賠償)

第 17 条 乙は、本契約に定める義務を履行しないため、甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として、甲に支払わなければならない。

(談合による損害賠償)

第 18 条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、第 13 条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、損害賠償金として、契約金額の 10 分の 2 に相当する額を請求することができ、乙はこれを納付しなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 49 条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 62 条第 1 項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

(契約の費用)

第 19 条 乙は、登記等その他本契約に要する費用を負担しなければならない。

(疑義の決定)

第 20 条 本契約について疑義等が生じたとき、又は本契約に定めのない事項で約定する必要が生じたときは、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

(管轄裁判所)

第 21 条 本契約について紛争が生じたときは、甲の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

(その他)

第 22 条 引渡日から 1 年間、県内で使用すること及び第三者への譲渡を禁止する。

なお、老朽化が著しく部品としてしか取り扱えない場合は条件としない。

第 23 条 乙は当該車両の引渡しを受けた後、速やかに「福島県土木部」等の表示を消去し、消去前、消去後の写真（前後左右各 1 枚）を甲へ提出しなければならない。

第 24 条 乙は、当該車両に係る道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 13 条による移転登録及び自賠責保険の名義変更を所有権移転の日から 15 日以内に行わなければならない。なお、これに要する経費は乙の負担とする。

乙が名義変更を完了した場合は、速やかに自動車車検証の写しを甲へ提出しな

ければならない。

(書面契約による場合)

本契約の証として、本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

(電子契約による場合)

本契約の証として、本書を電磁的記録により作成し、当事者が地方自治法施行規則(昭和 22 年内務省令第 29 号) 第 12 条の 4 の 2 に規定する電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

令和 7 年 1 0 月 日

甲 福島県喜多方市松山町鳥見山字下天神 6 番地 3
 福島県
 福島県喜多方建設事務所長 杉原 雅人 印

乙

印